

国際観光ホテル整備法 新規登録・各種手続きについて

H26.2.1 整理

■新規登録

■登録旅館・ホテルの各種手続きについて

■観光庁ホームページで案内 **観光庁 検索** でアクセスできます。

www.mlit.go.jp/kankocho/

□国際観光ホテル整備法の概要案内の中で 登録実施機関 **国が直接登録事務を実施** することが案内されています。

■観光庁ホームページの検索と掲載へのアクセス方

観光庁トップページ→ 施策→ 観光産業→ 登録ホテル・旅館

登録ホテル・旅館 の中で

| 登録基準

| 地方税の不均一課税 の説明

| 各種手続き の案内

■地方運輸局等一覧

■新規登録申請(詳細はこちら)

※1 手数料として54,200円分の収入印紙を申請書に貼付して下さい。

※2 別途、登録時にホテルにあつては150,000円、旅館にあつては90,000円の登録免許税の納付が必要となります。

■登録事項変更の届出(詳細はこちら)

◇経営者の氏名、住所、代表者氏名に変更があつた場合

◇ホテル・旅館の名称、住居表示に変更があつた場合

◇客室数、収容人員、ロビー・食堂の面積に変更があつた場合

◇外客接遇主任者に変更があつた場合

■承継の届出(詳細はこちら)

◇営業の全部譲渡又は全部賃貸があつた場合

◇営業の全部賃貸の終了があつた場合

◇相続又は合併があつた場合

■経営の委任、抹消等の届出(詳細は[こちら](#))

- ◇経営を委任した場合
- ◇営業の一部譲渡又は一部賃貸があった場合
- ◇合併以外の事由により解散した場合
- ◇営業を廃止した場合
- ◇営業は継続したまま登録の返上のみを行う場合

■宿泊料金、宿泊約款の届出(詳細は[こちら](#))

- ◇宿泊料金を設定・変更する場合
 - ◇宿泊約款を設定・変更する場合
- ※ 設定・変更いずれの場合も届出は実施前に必要ですので、ご注意ください。

■経営状況の報告(詳細は[こちら](#))

※ 毎事業年度終了後3か月以内に貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を示す資料を提出する必要があります。

|関連法令・通達

■法令

- ◇[国際観光ホテル整備法\(昭和24年法律第279号\)](#)
- ◇[国際観光ホテル整備法施行令\(昭和25年政令第186号\)](#)
- ◇[国際観光ホテル整備法施行規則\(平成5年運輸省令第3号\)](#)

■通達

- ◇[国際観光ホテル整備法事務取扱要領](#)
- ◇[国際観光ホテル整備法施行規則に定める施設などに関する基準の解釈について](#)
- ◇モデル宿泊約款(日本語、英語、韓国語、中国語)

|登録実施機関の登録・情報提供事業実施機関の指定

国際観光ホテル整備法に基づくホテル又は旅館の登録の実施に関する事務については、観光庁長官以外に登録実施機関が行うことができます。

また、登録実施機関の登録を受けている法人は、情報提供事業実施機関としての指定を受けた場合、同法に基づく情報提供事業を行うことができます。

登録実施機関および、情報提供事業実施機関として事務を実施する場合は、観光庁へ申請書を提出し、審査を受けることが必要となります。

[登録等の要件・申請に係る関係条文]

- ◇国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号) 第十九条・第二十条・第三十五条・第三十六条
- ◇国際観光ホテル整備法施行規則(平成5年運輸省令第3号) 第十九条・第三十一条

[登録・指定機関]

現在、登録・指定を受けている機関はありません。

詳細については、観光庁観光産業課にお問い合わせ下さい。

 [このページに関するお問い合わせ](#)

観光庁観光産業課

TEL: 03-5253-8111(内線 27-325)